

2022年の「IAM Patent 1000」に弊所が選出



先日、知的財産権分野で世界的権威のあるメディア、Intellectual Asset Management (以下、「IAM」) は「IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Professionals 2022」を発表しました。そして弊所は「Prosecution」のランキングで選出されるとともに、弊所の所長・弁護士・弁理士の黄瑞賢は個人部門で高い評価を受けました。[詳細はこちら。](#)

中国・台湾における医薬品商標に関する審査実務の比較

医薬品に関する知的財産権は特許権、商標権、著作権など多岐に渡るが、中でもマーケティングやプロモーションなどに使用される商標は最も主要な知的財産権と言えるため、医薬品の商標登録は製薬会社にとって非常に大きな意義を持つ。しかし、医薬品は安全性に関わること、及び治療効果又は成分がマーケティングの要点となること等の特殊性を鑑みると、医薬品商標では語の選択や関連する出願において、一般商品に付される商標より多くの困難が伴い、各国特許庁が定める医薬品商標に関連する規定を満たすことに加え、医薬品名称に対する法規及び命名原則も満たす必要がある。

このほか、医薬品商標の多くは海外へも出願することが多いため、医薬品商標の選定は様々な要素を検討する必要がある。中国と台湾を例に見ると、医薬品商標の審査にはそれぞれ異なる判断基準が設けられている。つまり、先行商標との類似による混同誤認が生じる虞という拒絶理由を解消するという状況において、台湾では登録を受けたとしても、中国では拒絶査定となる場合がある。以下に、中国、台湾商標実務において拒絶査定となりやすい医薬品商標の種類をまとめるとともに、中国・台湾における関連規定の相違点を紹介する。

中国・台湾の商標法の規定に基づいた主な拒絶理由

先行商標との類似や混同誤認の虞のほか、中国・台湾の商標法の規定に基づいた拒絶査定理由としては、以下が挙げられる。

中国	台湾
その商品の単なる通用名称、図形、型番にすぎないもの (商標法第 11 条第 1 項第 1 号)	指定商品又は役務の通用標章又は名称のみで構成されたもの (商標法第 29 条第 1 項第 2 号)
商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示するにすぎないもの (商標法第 11 条第 1 項第 2 号)	指定商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明のみで構成されたもの (商標法第 29 条第 1 項第 1 号)
その他の識別力を欠くもの (商標法第 11 条第 1 項第 3 号)	その他、識別力を具えていない標識のみで構成されたもの (商標法第 29 条第 1 項第 3 号)
欺瞞性を帯び、商品の品質などの特徴又は産地について公衆に誤認を生じさせるもの (商標法第 10 条第 1 項第 7 号)	公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させる虞があるもの (商標法第 30 条第 1 項第 8 号)
社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの (商標法第 10 条第 1 項第 8 号)	公序良俗を害するもの (商標法第 30 条第 1 項第 7 号)

中国及び台湾では、医薬品商標に対する個別の規定や審査基準は設けられておらず、医薬品関連案件の審査・審理には商標法が適用される。しかし、中国では現行の「医薬品添付文書及びラベル管理規定（薬品説明書と標識管理規定）」によれば、医薬品添付文書に使用する商標は登録を受けたものでなければならない。中国の審査実務では医薬品の安全性などを考慮し、医薬品商標に対して厳格な審査が行われているため、製薬会社や商標出願人はこの点に十分留意する必要がある。

中国・台湾における医薬品商標の審査事例
通用名称（普通名称）

中国商標法第 11 条第 1 項第 1 号、及び台湾商標法第 29 条第 1 項第 2 号において、通用名称は登録を受けることはできないと規定されている。以下に「通用名称」に関する医薬品商標の審査事例を紹介する。

中国	台湾
「布替林」	「克痢黴素」
結果：拒絶	結果：登録（第 02043563 号）
理由： 「布替林」は抗鬱剤「Butriptyline」の中国語名で、通用名称であるため。	説明： 本商標は「Colimycin」の中国語訳である。

中国の商標審査実務では、「医薬品の通用名称は商標として使用・登録してはならない」という原則が厳守されており、通用名称を含む商標に対して、より厳格な判断基準で審査が行われている。

原材料や機能などに関する語の使用

中国商標法第 11 条第 1 項第 2 号、及び台湾商標法第 29 条第 1 項第 1 号において、指定商品の原材料、用途などの特性を直接表示するものは、原則として登録を受けることはできないと規定されている。以下に「原材料、機能」に関する医薬品商標の審査事例を紹介する。

中国	台湾
1 「克痒舒」 2 「逍宮留」	「療黴舒」
結果：拒絶	結果：登録（第 00519410 号）
理由： 前者（1）はかゆみを抑える、和らげるという医薬品の効能を示している。後者（2）は医薬品の効能を直接的に示していないが、発音が「消宮瘤（意味：子宮筋腫をなくす）」という医薬品の効能を示す語と極めて類似し、消費者に誤認を生じさせやすいため。	説明： 真菌を治療し、病状を和らげる意味と解釈できる。

中国の商標審査実務では、医薬品の効能を記述・暗示する商標、例えば「舒、通、暢」などの文字を使用している商標は、商品の効能や用途を直接表示していると見なされ、拒絶査定となる可能性が

ある。

適応症、治療対象などの表示

中国商標法第 11 条第 1 項第 2 号、及び台湾商標法第 29 条第 1 項第 1 号において、指定商品の特徴又は関連する特性を直接表示するものは、原則として登録を受けることはできないと規定されている。以下に「適応症、治療対象」に関する医薬品商標の審査事例を紹介する。

中国	台湾
1 「速康骨痛宝」 2 「婦因潔」	1 「骨痛寧」 2 「女人湯及圖」
結果：拒絶	結果：登録（第 01498750 号、第 01113328 号）
理由： 商標に器官名称、病名、使用対象が含まれ、消費者に誤認を生じさせやすいため。	

中国の商標審査実務において、器官名称・身体部位・使用対象を含む商標は指定商品の特徴又は関連する特性を直接表示するものと見なされ、拒絶査定となる可能性がある。また、公衆に誤認を生じさせる虞があると見なされる可能性もある（後述）。

識別力の欠如

中国商標法第 11 条第 1 項第 3 号、及び台湾商標法第 29 条第 1 項第 3 号において、識別力（顕著な特徴）を欠くものは、原則として登録を受けることはできないと規定されている。以下に「識別力欠如」に関する審査事例を紹介する。

中国	台湾
「分子态」	「秒殺」
結果：拒絶	結果：拒絶
理由： 単に分子の状態を指す語であるため。	理由： 商品の売れ行きが非常に良いことを意味する、近年よく見られる流行語であるため。

消費者に誤認誤信を生じさせるもの

中国商標法第 10 条第 1 項第 7 号、及び台湾商標法第 30 条第 1 項第 8 号において、消費者に誤認誤信を生じさせる虞のあるものは、登録を受けることはできないと規定されている。以下に「誤認誤信の虞」に関する審査事例を紹介する。

中国	台湾
「 獸藥 」（指定商品：人用医薬品）	「 isome 大人の減肥科學 」
結果：拒絶	結果：拒絶
理由： 消費者に使用対象を誤認させやすく、医薬品の安全性に影響を与えるため。	理由： 該商品にダイエット効果があり、外見を改善できると消費者に誤認させやすいため。

社会主義の風習や公序良俗を害し、社会的悪影響を及ぼすもの

中国商標法第 10 条第 1 項第 8 号、及び台湾商標法第 30 条第 1 項第 7 号において、社会主義の風習や公序良俗を害するものは、登録を受けることはできないと規定されている。以下に「公序良俗の妨害」に関する審査事例を紹介する。

中国	台湾
「 新冠消毒 」	「 筋疾掰 」
結果：拒絶	結果：登録（第 01719473 号）
理由： 新型コロナウイルスの流行に便乗して関連商標を出願し、不当に利益を得ようとする行為は、商標法に規定の「社会主義の道德・風習を害する、又はその他の悪影響を及ぼす行為」に該当するため。	説明： 台湾語の罵倒表現と発音が同じであるが、文字から「筋膜疾患を軽減する」という意味だと解釈できる。

弊所分析及び出願時のアドバイス

実務上、製薬会社が医薬品名称を決定する際、候補をいくつか挙げ、そしてそれらが医薬品名称の法規及び関連する命名原則を満たしているか、商標登録の可能性はあるか、1つずつ検討を行うのが常である。中国及び台湾を例に見ると、関連法規や政府機関が定めた規範、例えば中国では中国国家薬品监督管理局（NMPA）、台湾では台湾衛生福利部食品藥物管理署（TFDA）が定めた規定を満たした名称でなければ、医薬品名称として使用することができない。医薬品名称に関する規定は中国と台湾で異なるものの、「医薬品名称は他人の医薬品商標又はメーカー名であってはならず、他メーカーの医薬品名称と同一であってはならない」、「医薬品名称として不適切なものであってはならない」という原則は共通している。このほか他の主要国と同じく、中国や台湾においても医薬品名称が商標権として保護を受けるためには、商標登録出願を行い、商標登録される必要がある。

治療効果や成分に関連する語を商標として使用することで、消費者の医薬品に対する認知度や購買意欲向上を期待する製薬会社は多い。ただ、このような「暗示的」商標は消費者へ強い印象を与えることができるが、権利化の難易度は上がってしまう。よって、商標で使用する語の選択は慎重に行わなければならない。もし中国語商標の出願を考えている場合には、中国や台湾での商標ポートフォリオの構築についても合わせて考慮すべきである。さらに出願前に徹底した商標調査を行うとともに、医薬品商標に精通した事務所に候補名の総合評価を依頼することで、より確実に医薬品市場を保護することができる。

台湾現行法及び最新実務に対応した弊所執筆の日本語書籍「台湾専利実務ガイド」
 (2020年4月発行) 及び「台湾商標実務ガイド」 (2022年2月発行) が発売中



台湾現行法及び最新実務に対応した弊所執筆の日本語書籍「[台湾専利実務ガイド](#)」(2020年4月) 及び「[台湾商標実務ガイド](#)」(2022年2月) に[発明推進協会様](#)より発行されています。

2020年4月に「台湾専利実務ガイド」を出版し、台湾での専利出願、無効審判、侵害訴訟などの諸制度を日本の読者に紹介した当書は、各界から多くの反響があり、好評を得ています。

また「台湾専利実務ガイド」に続き、台湾商標に関する書籍として、台湾商標の出願から登録までの流れ、争議案件に関する解説のほか、商標権の保護まで体系的に紹介した「台湾商標実務ガイド」も2022年2月17日に出版されました。

「台湾専利実務ガイド」及び「台湾商標実務ガイド」の両書は台湾の知的財産権に関して体系的に理解できるものとなっており、皆様のお役に立てるものと考えております。

Wisdom 最新知財ニュース

メルセデス・ベンツが台湾の帝寶工業 (DEPO) を意匠権利侵害で訴えた件 二審判決でも帝寶敗訴 1800万台湾ドルの賠償金支払い命令

2017年、台湾の自動車用ライト部品のメーカーである帝寶工業 (DEPO) は、製造するヘッドライトのデザインが、ドイツのメルセデス・ベンツ社が有する意匠権を侵害しているとして、同社に提訴されていた。知的財産裁判所は第二審判決において、帝寶工業の意匠権侵害を認定する第一審判決を維持する判決を下したが、賠償金は3000万台湾ドルから1800万台湾ドルに減額された。 ([続きを見る](#))

台湾 鴻海が中国紫光集団に435億台湾ドルを出資、専門家は半導体事業のポートフォリオ拡大が目的と考察

中国半導体大手の紫光集団は破産の発表後、新たな株主を取り込んでいるが、鴻海集団傘下の富士康工業互聯網（FII）も新株主として名を連ねており、今後総額約 98 億元（約 435 億台湾ドル）の出資を行う予定である。これにより鴻海集団の半導体事業ポートフォリオは大きな飛躍を遂げると見られる。[（続きを見る）](#)

受賞(Awards)

弊所は 2022 World Trademark Review 1000 ランクイン、2021 IAM Patent 1000 「Prosecution」選出、IP Stars 2022 及び ASIA IP 2022 でランクインしています。



- ✦ 今回取り上げた内容についてご不明な点等がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。
- ✦ 配信停止：タイトルに『配信停止』をご記入のうえ、wisdom@wisdomlaw.com.tw 宛にお送り下さい。
- ✦ 配信先変更：タイトルに『配信先変更』と本文に変更前及び変更後のアドレスをご記入のうえ、wisdom@wisdomlaw.com.tw 宛にお送り下さい。